

給与支払報告書の提出

特別徴収と普通徴収の仕分け方法

手順 1

特別徴収する人の給与支払報告書をまとめて数え、総括表に人数を記入。

「退職(予定)者」「乙欄給報」「不定期雇用者」等以外の在職中の従業員の方はパートやアルバイトの方も含め、全て特別徴収の対象となります。

給与支払報告書(総括表)			指定番号	
令和 年 月 日提出			米沢市	
給与の支払期間		令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号				
フリガナ			事業種目	
給与支払者の氏名又は名称			受給者総人員	人
所保険の源泉徴収			特別徴収対象者	人
フリガナ			普通徴収対象者(退職者)	人
同上の住所			普通徴収対象者(退職者を除く)	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名			報告人員の合計	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課 氏名 (電話)	係 ())	所轄税務署名	税務署
開設税理士氏名	氏名 (電話)	納入書の送付	必要	不要
1 この給与支払報告書(以下「報告書」という)は、地方税法(以下「法」という)第317条の第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。				
2 給与の支払をする者で、給与所得について所保険の源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。 (イ)1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで (ロ)給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで				
3 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。				
4 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特記の個人を識別するための番号)の利用等に関する第3項に規定する個人番号をいう(以下同じ。)又は法人番号(同条第13項に規定する法人番号をいう)を記載してください。なお、個人番号を複数有する場合は、左欄を1文字空けて記載してください。				
5 「給与支払者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について回答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。				
6 「開設税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に質する問い合わせ窓となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。				
7 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について回答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。				
8 「開設税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に質する問い合わせ窓となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。				
9 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事業所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。				
10 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。				

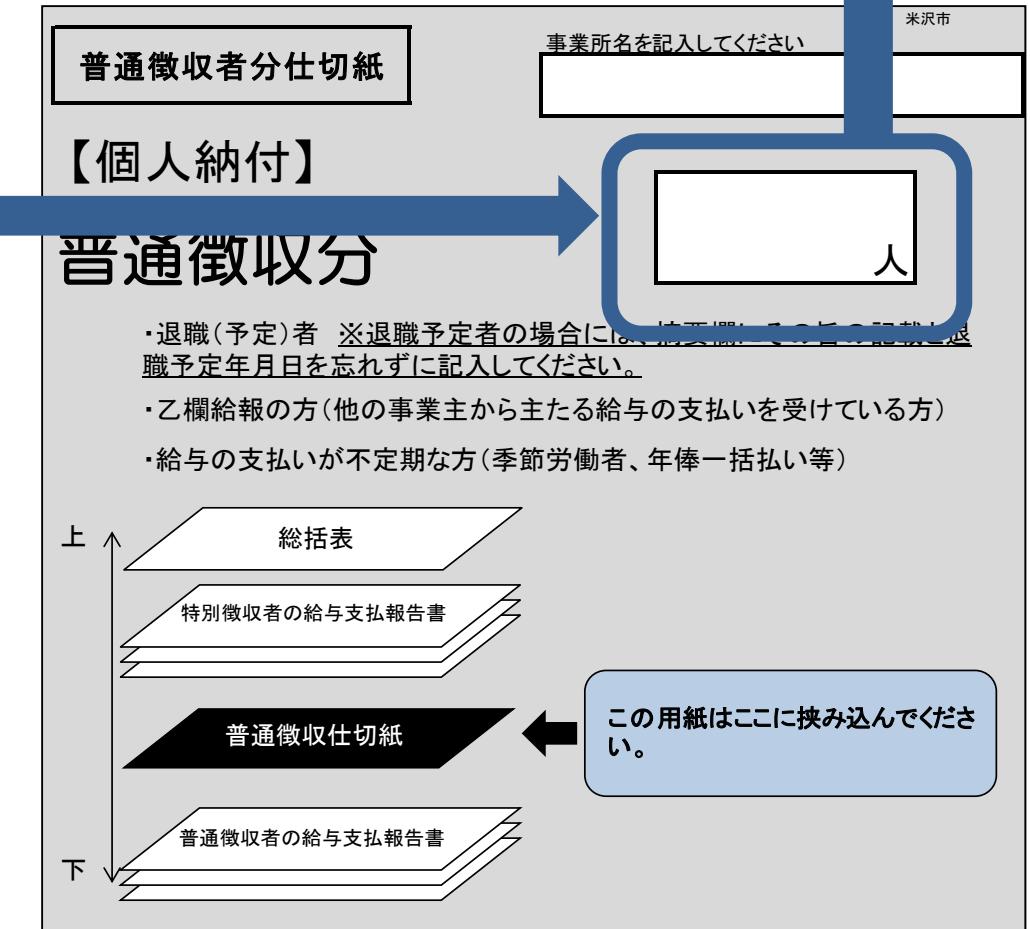
手順 2

普通徴収する人の給与支払報告書をまとめて数え、普通徴収者分仕切紙、総括表に人数を記入。

This form is used for individual tax collection. It includes sections for basic information, wage details, tax calculations, and reporting requirements. Key fields include 'Employer Name' (事業所名), 'Employee Name' (従業者名), 'Wage Type' (賃別), and 'Tax Deduction Details' (税金控除額). The form is dated 2018 (平成30年).

普通徴収(個人で納付)にすることができるるのは次の事由に該当する方のみです。

- ①「退職(予定)者」…退職予定者の場合、摘要欄に「〇年〇月〇日退職予定」と記入
- ②「乙欄給報」…ほかの事業主から主たる給与の支払いを受けている。
- ③「不定期雇用者」等…給与の支払いが不定期な方



提出については裏面をご覧ください。御不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。

手順 3

順番にそろえ、クリップ、輪ゴム等でまとめて提出。

普通徴収者分仕切紙

【個人納付】

普通徴収分

・退職(予定)者 ※退職予定者の場合
職予定年月日を忘れずに記入してください

・乙欄給報の方(他の事業主から主たる)

普通徴収の仕切紙

普通徴収の 給与支払報告書

については裏面
い。御不明な点があ
までお問い合わせください。

- ・給与支払報告書の内容が特別徴収該当者にも関わらず、普通徴収で提出された場合は、法令に基づき、特別徴収に切替させていただきます。
 - ・特別徴収の対象として給与支払報告書を提出した後に、退職等によって特別徴収することができなくなった方については、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。